

神戸大学保育施設一時保育実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学保育施設利用規程(平成23年3月31日制定。以下「規程」という。)第17条の規定に基づき、神戸大学保育施設(以下「保育施設」という。)における一時保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 一時保育は、神戸大学保育施設規則(平成23年3月31日制定。)第2条に定める職員又は学生(以下「職員等」という。)が入院、出張、休養等の緊急又は一時的な理由により家庭での保育が困難な場合に、職員等が養育する乳幼児を保育することにより、職員等の子育てと就労又は修学との両立を支援するとともに、乳幼児の健やかな育成に寄与することを目的とする。

(保育定員)

第3条 一時保育の保育定員は、1日10名とする。

(利用資格)

第4条 一時保育の利用資格は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 職員等が当該乳幼児を養育していること。
- (2) 生後43日目から小学校就学前までの間にある乳幼児であること。
- (3) 職員等の職務の都合、傷病、災害、事故、介護、冠婚葬祭その他のやむを得ない事情により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難であること。
- (4) 健康で集団保育の利用が可能であること。

(利用期間)

第5条 一時保育の利用期間は、乳幼児1人当たり1月につき5日以内とする。ただし、職員等にやむを得ない事情がある場合で、管理者が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

(利用の申込み)

第6条 一時保育を利用しようとする職員等(以下「利用者」という。)は、一時保育利用申請書(様式第1号)を、原則として利用を希望する日の7日前の日(その日が休業日、土曜日又は祝日(以下「休業日等」という。))に当たる場合は、その日の直前の休業日等でない日)までに管理者に提出するものとする。

2 管理者は、利用者に緊急やむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、口頭により利用を申請させることができるものとする。この場合において当該利用者は、速やかに一時保育利用申請書を管理者に提出するものとする。

(利用の許可と通知)

第7条 管理者は、一時保育利用申請書の提出があったときは、一時保育の必要性、利用の適否について審査し、利用を適当と認めた場合は利用を許可するものとし、一時保育利用許可書(様式第2号)により利用者に通知するものとする。

2 前項の審査は、一時保育利用申請書の受付順に行うものとし、保育定員に達した場合は、当該審査を終了するものとする。

(利用の中止等)

第8条 管理者は、規程第14条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 乳幼児が保育施設の指導等に従わないとき。
 - (2) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- 2 管理者は、一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すときは、一時保育利用中止・取消通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

(免責事項)

第9条 管理者及び神戸大学は、前条第1項の規定に基づき一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消したことにより利用者が受ける損害については、その責を負わないものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、一時保育の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。